

## ネット通販「お試し」「1回だけのつもり」が定期購入だった！

### 事例

数日前、18歳の息子がスマホの動画で「清潔感のあるツルスベ肌に…お試し980円」ヒゲの脱毛ローションの広告を見て注文した。すぐに商品が届き、書類と980円の振込用紙が同封されていた。書類には「定期購入」「6回継続が条件」「次回から通常価格6,000円」などと書いてある。1回だけのつもりが定期購入の契約だった、返品したい。

(40代女性)



### アドバイス

- 事例のように、スマホの動画やアプリの広告を見て「1回だけのつもりが定期購入だった」などサプリメントや化粧品の相談が多く寄せられています。
- インターネット通販は、広告に契約内容、支払総額、解約・返品など、事業者の決まりに従わなければなりません。
- 商品を注文する際は、「お試し」「初回〇〇円」などといった価格だけでなく、定期購入が条件になっていないか、継続期間や支払うことになる総額など契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように申請期間に制限、通常価格を支払う必要があるなど条件が定められているケースがあります。解約・返品の可否をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

### ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

